

# 消防本部の事務分掌

消防 総務 課	総務係	(1) 消防本部の組織、制度及び職務権限に関すること。 (2) 消防職員の人事に関すること。 (3) 秘書及び涉外に関すること。 (4) 消防事務の企画及び管理に関すること。 (5) 消防職員の教育訓練、研修及び監察に関すること。 (6) 公文書及び公印の管理に関すること。 (7) 消防史及び記録統計の編さんに関すること。 (8) 儀式及び交際に関すること。 (9) 消防年報の作成に関すること。 (10) 消防力の整備に関すること。 (11) 消防職員の任免、分限、服務、賞罰その他身分に関すること。 (12) 消防職員委員会に関すること。 (13) 消防機械器具及び消防施設の取得、管理及び処分に関すること。 (14) 消防長会に関すること(他の課の所管に係るものを除く)。 (15) 本部内の他の課の主管に属しないこと。
		(1) 危険物の規制に関すること。 (2) 少量危険物及び指定可燃物の規制に関すること。 (3) 液化石油ガス、高圧ガスの保安指導に関すること。 (4) 危険物施設等の査察計画及び実施に関すること。 (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号） 第36条第1項各号に規定する設置の許可又は第37条の2第1項に規定する変更の許可の意見書交付に関すること。
		(6) 予防運動の計画及び調整に関すること。 (7) 防災協会の育成指導に関すること。 (8) その他危険物等の火災予防に関すること。 (9) その他予防課の他の係の所掌に属さない事務の処理に関すること。
		(1) 建築同意事務に関すること。 (2) 建築物、工作物等の火災及び人命危険の予防措置に関すること。 (3) 防火管理者に関すること。 (4) 防火思想の普及宣伝に関すること。 (5) 防火査察計画及び実施に関すること。 (6) 自衛消防隊の育成指導に関すること。 (7) 違反防火対象物の処理に関すること。 (8) 消防用設備等の指導に関すること。 (9) 催物その他各種届出（予防課予防係及び警防課警防係の所管に係るものを除く。） に関すること。
		(10) 旅館、ホテルの意見書の交付に関すること。 (11) 防炎処理の指導に関すること。 (12) 消防設備士会の育成指導に関すること。 (13) その他火災予防に関すること。

警 防 課	警 防 係	(1) 警備隊の配置及び運用に関すること。 (2) 消防機械器具の整備及び管理に関すること。 (3) 車両等の燃料管理に関すること。 (4) 消防地理水利に関すること。 (5) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。 (6) 被災証明に関すること。 (7) 機関員等の技術管理に関すること。 (8) 消防団に関すること。 (9) 消防の警備計画に関すること。 (10) 救助業務及び潜水業務に関すること。 (11) 消防相互応援に関すること。 (12) 緊急消防援助隊に関すること。 (13) 各種訓練に関すること。 (14) 宗像地区事務組合火災予防条例（平成19年宗像地区事務組合条例第46号）第45条 （第3号を除く。）に規定する各種届出に関すること。 (15) その他警防課の他の係の所掌に属さない事務の処理に関すること。
		(1) 消防通信の業務に関すること。 (2) 消防通信施設の整備、保守管理及び計画に関すること。 (3) 気象観測及び記録に関すること。 (4) 通信統計及び通信情報に関すること。 (5) 火災警報に関すること。 (6) 庁内電話交換に関すること。 (7) 救急応需情報に関すること。 (8) その他通信業務に関すること。
救 急 課	救 急 係	(1) 救急隊及び配置に関すること。 (2) 救急資器材の整備及び管理に関すること。 (3) 救急に関する行事の企画に関すること。 (4) 応急手当等の普及啓発に関すること。 (5) 患者等搬送事業者に対する指導及び認定に関すること。 (6) 救急病院等医療関係機関との連絡調整に関すること。 (7) 救急搬送証明に関すること。 (8) その他救急業務に関すること。